



広島国道事務所からの  
お知らせ

令和 5年 1月11日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 「技術提案・交渉方式」による工事発注に関する説明会を開催

- 平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」が新たに規定されました。
- 中国地方整備局広島国道事務所では、令和4年12月に公示しました『国道31号呉駅交通ターミナル整備工事』・『国道31号呉駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務』において、「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」を適用しています。
- つきましては、別添資料のとおり建設企業を対象とした説明会を行いますので、お知らせします。

### ○ 工事概要

- ・ 工事名：国道31号呉駅交通ターミナル整備工事／  
国道31号呉駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務

### ○ 技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会

- ・ 日時：令和5年1月18日（水） 10:30～11:30
- ・ WEB会議（Microsoft Teams）
- ・ 取材：当説明会は公開で行います

- 資料1** 「技術提案・交渉方式」による工事発注に関する説明会（お知らせ）  
**資料2** 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）

（問い合わせ先）

国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所

副所長

河井 知久（かわい ともひさ）

【担当】建設専門官（計画課）片岡 宏仁（かたおか こうじ）

TEL 082-281-4133 FAX 082-286-7897

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>



広島国道事務所 広島国道事務所

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

## 「技術提案・交渉方式」による工事発注に関する説明会 (お知らせ)

令和4年12月に公示しました『国道31号呉駅交通ターミナル整備工事』・『国道31号呉駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務』は、当該工事の特殊性等を考慮して、「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」を適用しています。つきましては、下記のとおり、説明会を行いますので、お知らせします。

### 記

- 開催日時 令和5年1月18日（水） 10:30～11:30 WEB会議（15分前より入室開始予定）
- 説明内容
- ・ 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による工事発注に関する内容
  - ・ 競争参加資格に関わる要件
    - 鋼橋上部工事＋プレストレスト・コンクリート工事＋一般土木工事  
など
- 会議形式 WEB会議（Microsoft Teams）  
会議 URL については、受付確認メール送付時に参加者へ送付いたします。  
お持ちのアカウントではなく「ゲスト」として参加してください。  
説明会の録音はできません。
- 定員 制限なし
- 申込み方法
- ・ 「会社名・所属」「参加希望者の氏名」「連絡先の電話番号」「所属している協会名等（所属している場合）」「WEB会議 URL 送付先メールアドレス」を記入の上、電子メールにてお申し込み願います。
  - ・ WEB会議の都合により、各社1アカウントでの入室をお願いします。  
例）(株)〇〇建設〇〇部、建設太郎、0\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*、〇〇協会、  
xxxxxxx@example.com
- 申込み先 hirokoku-kouhou@cgr.mlit.go.jp（広島国道 計画課）
- ・ 電話による申し込みは受け付けておりません。
  - ・ メール標題には「技術提案・交渉方式による工事発注説明会」と記載願います。
  - ・ 受付確認メールを当方より返信いたします。送付後2日以内に受付確認メールが届かない場合は、お手数ですが電話(082-281-4133) [計画課直通]にてご確認下さい。
- 申込み期限 令和5年1月13日（金） 16:00  
※申込み期限以降の受付は一切いたしません。
- その他
- ・ 説明会にて使用する資料については、事前の送付を予定しています。
  - ・ 説明会終了後、当事務所ホームページに説明資料を掲載する予定です。
  - ・ 本説明会はCPDS対象ではありません。
- 【問合せ先】  
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所  
計画課 建設専門官 片岡 宏仁  
TEL 082-281-4133

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年法律第18号  
(令和元年6月14日最終改正)

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

### ■設計交渉・施工タイプのフロー

